



# 奈良県道路整備基本計画

概要版

## 目次

目次	P1
奈良県道路整備基本計画とは	P2
奈良県を取り巻く現状	P3
奈良県道路整備基本計画の概要	P5

## I. 整備すべき道路のあり方

骨格幹線道路ネットワークの形成	P7
骨格幹線道路ネットワーク	P7
骨格幹線道路ネットワーク実現のための事業展開	P8
骨格幹線道路の整備状況	P9
目的志向の道路整備の推進	P11
企業立地を支援する道路整備の推進	P11
観光振興に資する道路整備の推進	P12
生活利便の向上に資する道路整備の推進	P13
安全・安心を支える道路整備の推進	P14
整備に当たっての条件・配慮事項	P15

## II. 道路整備の進め方

評価の重視と「選択と集中」	P17
連携・協働と説明責任	P18
契約・許認可の適正確保と品質向上	P18



# 奈良県道路整備基本計画とは

本計画の位置づけについて説明します。道路整備基本計画の策定は、県の条例で定められています。



## 奈良県道路の整備に関する条例(平成25年4月1日施行)

### 目的(第1条)

本県にふさわしい道路の総合的かつ計画的な整備を図るため、県管理道路の整備について、基本方針、これに基づく施策についての基本的な計画の策定等その基本となる事項を定めるとともに、県道の構造の技術的基準等を定め、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現及び県民が安全に暮らせる県土の形成に寄与することを目的とする。

※整備を「新設、改築、維持及び修繕」と定義。

### 基本方針(第3条)

#### 道路のあり方(第1項)

- ・安全かつ円滑な交通の確保
- ・全ての者にとっての利用のしやすさ
- ・地域に即した空間機能の発揮
- ・総合的なまちづくりへの寄与
- ・風土・自然環境等との調和

#### 道路整備の進め方(第2項)

- ・他の道路管理者との施策共有
- ・関係機関との連携及び協働
- ・住民説明と着実な事業推進
- ・道路資産のマネジメント
- ・公正な事業執行

### 基本計画の策定(第4条)

基本方針を踏まえ、県管理道路の総合的かつ計画的な整備を図るための施策についての基本的な計画を策定する。

#### ○ 策定内容

- ・整備を推進すべき県管理道路のあり方
- ・県管理道路の整備の進め方

## 奈良県道路整備基本計画

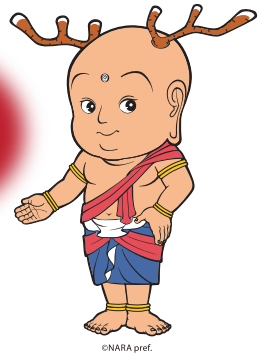
- ・今後5カ年の道路の方向性を示すもの。
- ・県の抱える様々な課題に対して、目的指向を明確にしながら、体系的、総合的、計画的に道路整備を進めます。

- 整備すべき道路のあり方:「何のために」、「どのような」道路整備をするのかを示すもの。
- 道路整備の進め方:道路整備を「どのように」行うのかを示すもの。



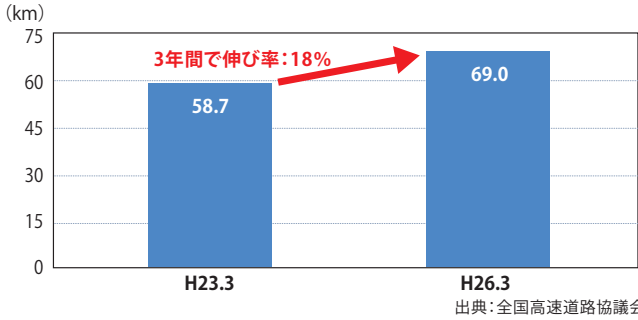
# 奈良県を取り巻く現状

県の課題である「経済の活性化」や「くらしの向上」を図るためには、骨格となる幹線道路の整備が重要です。また、高齢化や災害への対応のためにも、安全安心な生活を支える道路の必要性が高まっています。



## 県民の移動を支える道路整備が遅れています

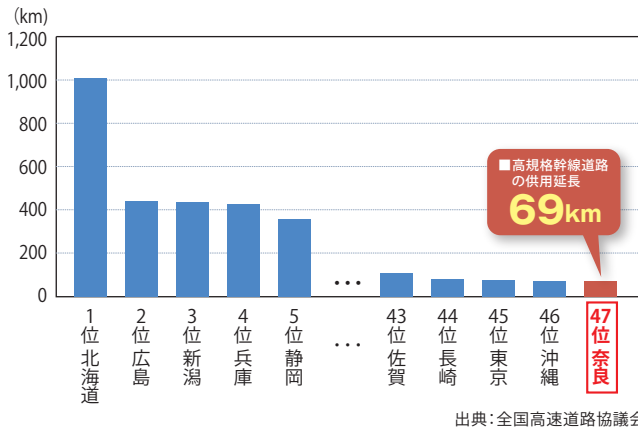
■高規格幹線道路の整備延長の伸び(平成26年3月現在)



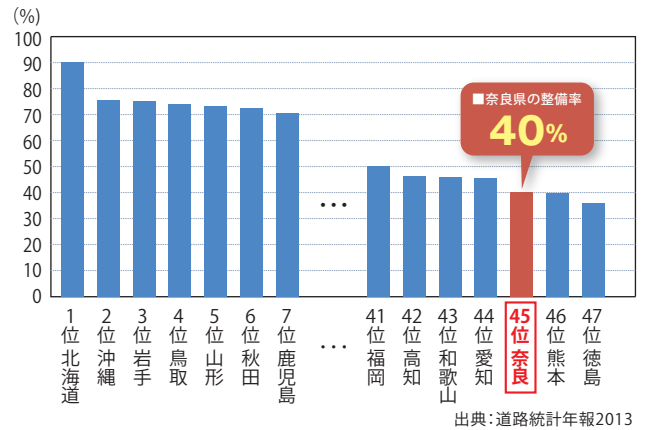
奈良県では、「奈良の今後5ヵ年(平成21~25年度)の道づくり重点戦略」(平成20年)を策定し、「選択と集中」による計画的な道路整備を進めてきました。これにより、大規模事業が相次いで完成するなど、徐々に幹線道路ネットワークの形成が進んでいます。

しかしながら、県内の高規格幹線道路の供用延長は全国最下位、一般道路(国道+県道)の整備率は全国45位となっており、県民の生活や経済活動への影響の一因と考えられています。

■高規格幹線道路の供用延長(平成26年3月現在)



■国道及び都道府県道の整備率(平成24年4月現在)



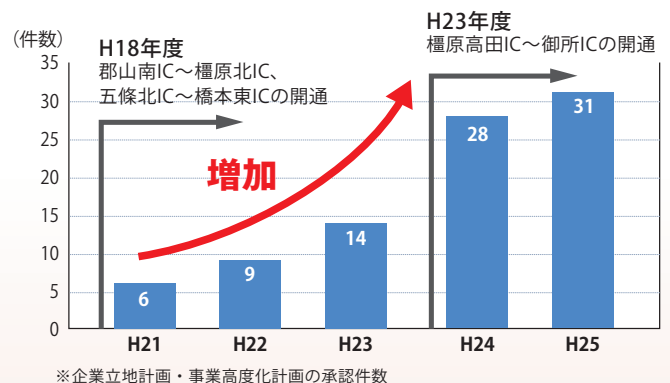
## 骨格幹線道路の沿線に、企業立地が進んでいます

■京奈和自動車道周辺の工業団地等位置図



京奈和自動車道の整備に伴い、企業の立地動向に変化の兆しが表れ、幹線道路の整備と企業立地には深い関係性がみられます。全国で唯一、物流手段を100%自動車に依存している奈良県において、高規格幹線道路は企業にとって原材料や製品輸送に不可欠です。

■大和御所道路周辺の企業立地状況



### 用語説明

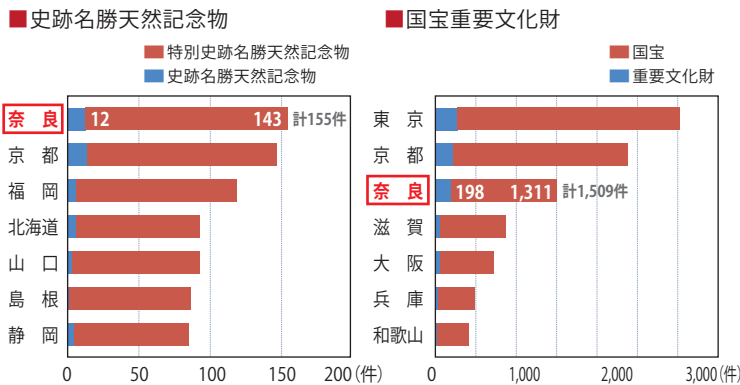
**高規格幹線道路**  
地域の発展をめざし、主要拠点間の連絡強化するために整備される、高速交通サービスの提供を前提とした自動車専用道。

**整備率**  
整備率 =  $\frac{\text{整備済延長}}{\text{実延長}}$   
整備済延長 = 改良済延長(車道幅員5.5m以上) - 混雑度1.0以上の延長

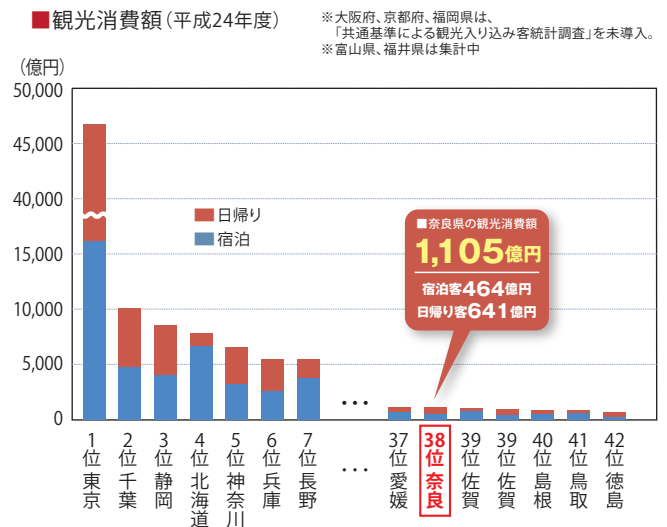
# 豊富な観光資源に恵まれる一方、観光消費額は低調となっています

**奈良県が有する世界遺産**

- ・法隆寺地域の仏教建造物
- ・古都奈良の文化財
- ・紀伊山地の霊場と参詣道



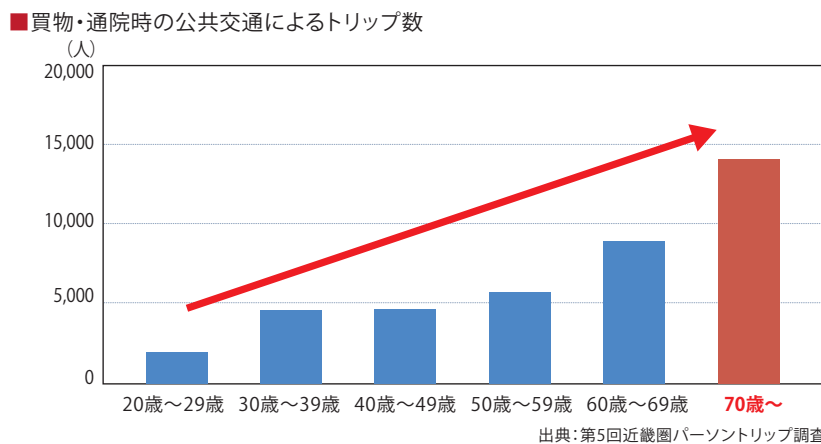
出典：文化庁「国宝・重要文化財等都道府県別指定件数一覧」(平成26年8月現在)



出典：共通基準による観光入込客統計(国土交通省観光庁)  
※本統計における「観光消費額」とは、都道府県内の観光地点を訪れた観光客の消費額単価等から算出した消費額(推計値)

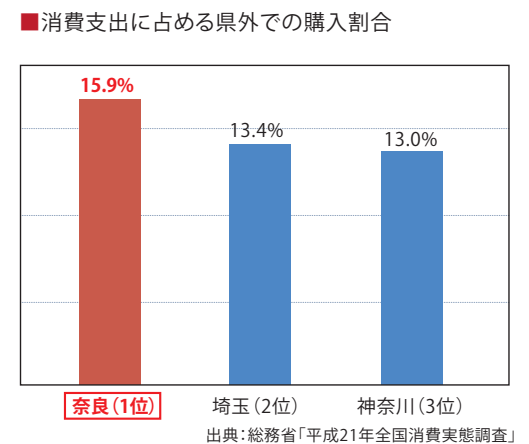
## 高齢化により、公共交通を必要とする人が増えています

高齢社会の到来、健康志向の高まりなどを受け、生活道路の改善や公共交通利便の増進などが重要となっています。



## 県外での消費割合が全国で1位となっています

県外で買い物や飲食をする県民が多く、消費が県外に著しく流出している状況です。



## 安全・安心の確保が求められています

- 平成23年に発生した紀伊半島大水害など、頻発する大規模災害を受け、道路の役割は避難、救命、救急活動に欠かせないものと再認識しました。また、発生が危惧される南海トラフ巨大地震等への対応も必要となっています。
- 南部・東部の山間地域において通行規制が発生すると、広域的な迂回が必要となり、くらし、経済に大きな打撃を与えています。

災害による通行止め回数：203件(H19～H23)  
1回あたりの通行止め日数：約43日

- 橋梁やトンネルなど道路ストックの高齢化が社会問題となっており、その対策が奈良県でも大きな課題です。

2030年には築50年を超える橋梁が60%となる見込み

- 県内の高齢者事故の割合が高くなっています。

交通事故の死者数に占める高齢者の割合：  
奈良県 69.0%(全国 4位)

**用語説明** 道路ストック  
既に建設された橋梁、トンネル、舗装など、道路に係る構造物全般。

# 奈良県道路整備基本計画の概要

本計画は、「何のために」「どのような」道路を整備するのかを示す『Ⅰ. 整備すべき道路のあり方』と、その道路整備を「どのように」行うのかを示す『Ⅱ. 道路整備の進め方』から構成されています。

## Ⅰ. 整備すべき道路のあり方

幹線道路の整備は、本県にとっての様々な政策課題の解決に寄与します。まずは、立ち遅れた幹線道路の整備を図ることが重要です。そこで、県土の骨格を形成すべき、特に重要な路線網を「骨格幹線道路ネットワーク」と位置づけ、その重点的な整備を推進します。さらに、奈良県の現状・課題を踏まえ、4つの目的(企業立地の支援、観光振興、生活利便の向上、安全安心の確保)を定め、早期に効果が得られるよう、ハード・ソフト施策を効率的かつ効果的に実施します。また、これらの道路整備に当たっては、条件・配慮事項として3つの視点から検討します。

### 骨格幹線道路ネットワークの形成

#### 骨格幹線道路ネットワーク

県土の骨格を形成すべき特に重要な路線網。

#### 骨格幹線道路ネットワーク実現のための事業展開

概ね10年後の骨格幹線道路ネットワークの姿を形成するために、「路線の線的整備」「結節点の点的整備」「課題箇所の面的検討」の3つの枠組みで事業展開を図ります。

### 目的志向の道路整備の推進

#### 企業立地を支援する道路整備

企業立地を促進するため、企業立地環境の改善に資する道路整備を進めます。

#### 観光振興に資する道路整備

全国屈指の歴史的遺産や豊かな自然環境など、奈良県が誇る地域資源を活かした観光振興の促進を図ります。

#### 生活利便の向上に資する道路整備

自動車交通だけでなく、公共交通、徒歩、自転車など多様な移動手段の通行環境の充実に努めます。

#### 安全・安心を支える道路整備

県民の生活を守り、経済活動を支える道路整備を進めます。

### 整備に当たっての条件・配慮事項

#### 風格ある景観形成と環境への配慮

我が国を代表するかけがえない歴史的国土と調和した景観形成や、周辺の環境保全に配慮します。

#### 道路ストックの有効活用と効率的な整備

既存の道路ストックを有効に活用し、新設・改築から維持・修繕に渡る効率的な道路整備を推進します。

#### 使い易さの追求

多様な道路ユーザーにとって、移動しやすく、分かりやすい道路を整備します。



基本計画の概要を紹介します。条例にも定められている「整備すべき道路のあり方」と「道路整備の進め方」の2つで構成されています。

## II. 道路整備の進め方

道路整備の「選択と集中」を具体化するための取組や、関係機関や県民等との関係のあり方、契約・許認可の適正確保などに配慮し、道路整備を進めます。

### 評価の重視と「選択と集中」

#### 段階に応じた評価の実施

社会経済情勢の変化などに応じて、既存の計画や事業の見直しを適切に行うことが重要です。都市計画の見直しや事業段階ごとの事業評価の充実を図ります。

#### 「選択と集中」に基づく予算マネジメント

「選択と集中」を進展させ、事業評価等の充実と併せて、戦略的な予算マネジメントによる効率的な事業展開を図ります。

### 連携・協働と説明責任

#### 市町村等の関係機関との連携・協働

道路整備とまちづくりは密接に関係していることから、望ましい地域の将来像を実現するための総合的取組の一環として、市町村等の関係機関との連携・協働を図りながら、道路整備を推進します。

#### 説明責任の重視

道路サービスの向上を図るためには、県民や道路利用者のニーズを的確に把握し、事業への理解と協力を得ることが重要です。県民との積極的なコミュニケーションを図るとともに、県民意見の反映に努めます。

### 契約・許認可の適正確保と品質向上

#### 契約手続き・許認可事務の適正確保

道路整備を適切に行うため、公共事業としての品質の確保、各種手続き等の透明性・公平性の確保に努めます。

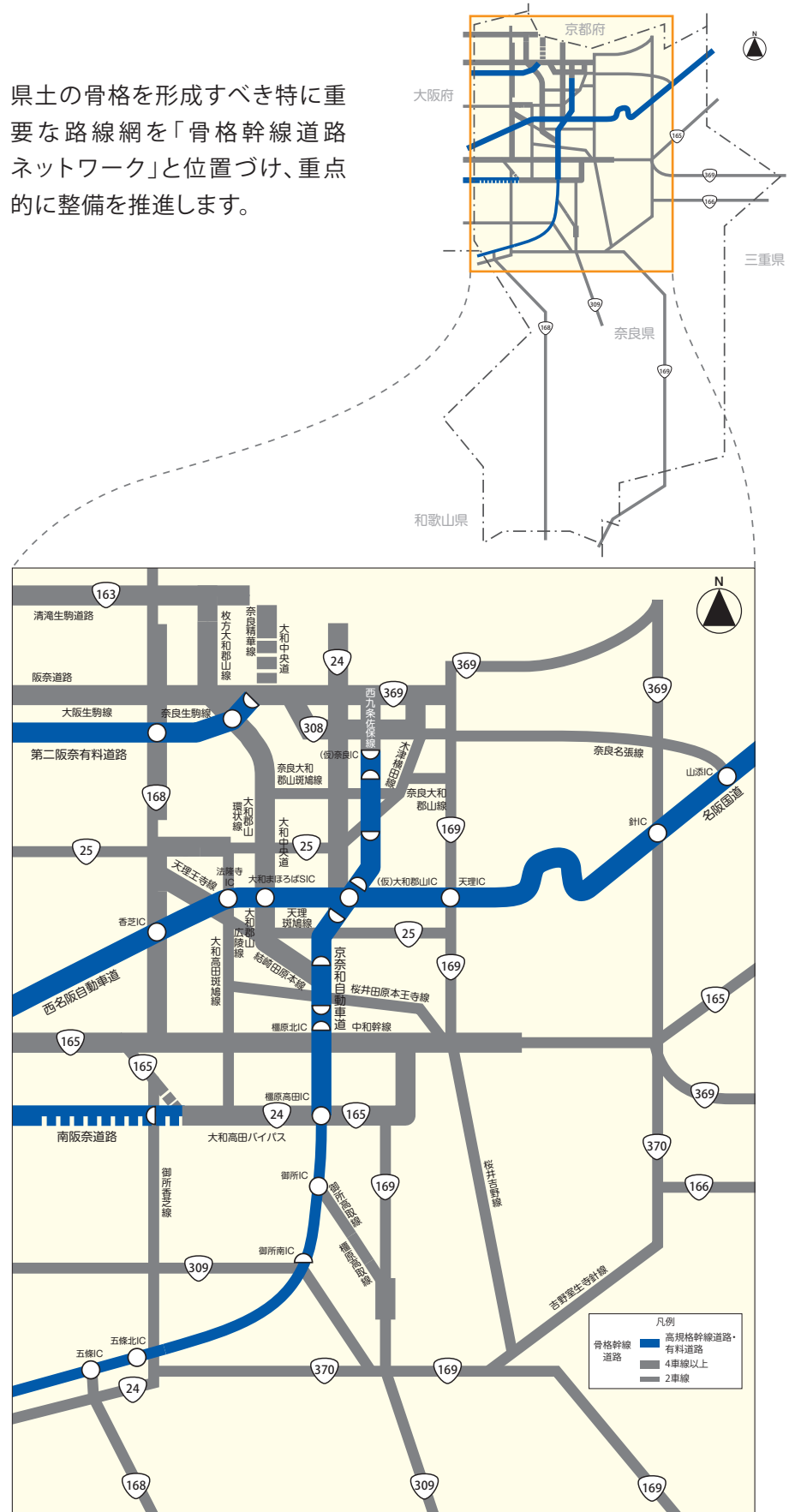
# I. 整備すべき道路のあり方

## 骨格幹線道路ネットワークの形成



### 骨格幹線道路ネットワーク

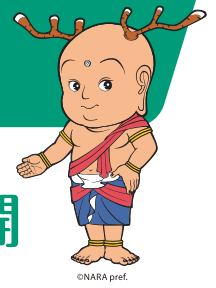
県土の骨格を形成すべき特に重要な路線網を「骨格幹線道路ネットワーク」と位置づけ、重点的に整備を推進します。



※各路線については、事業中箇所を整備進捗を見込んだ概ね10年後の姿を表記  
 ※県以外が事業主体となる路線のうち、事業方針が明らかにされていない区間については、点線で表記







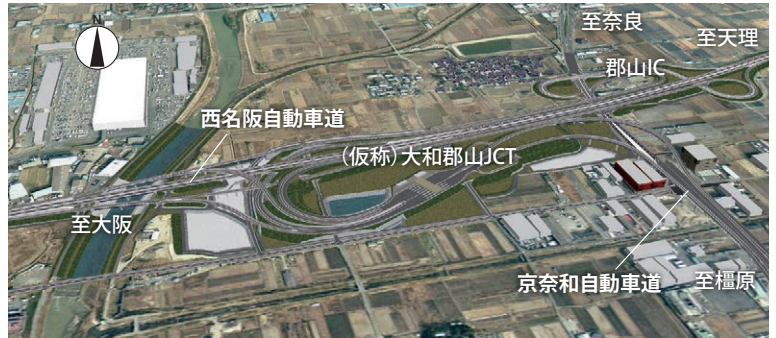
### 事業展開



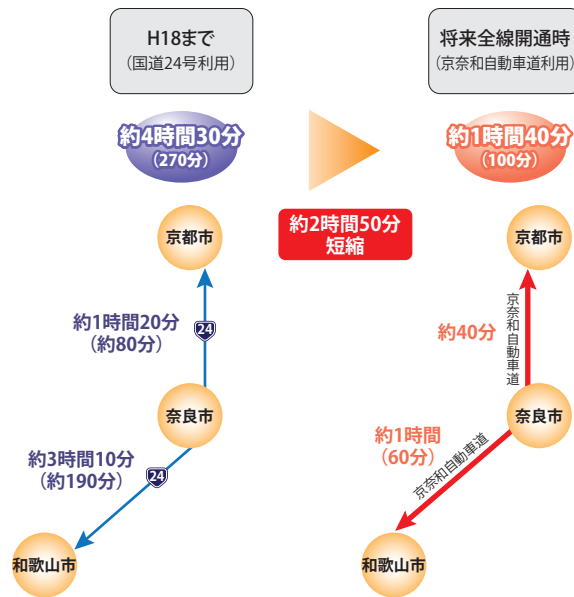
# 骨格幹線道路ネットワーク実現のための事業展開

## ■ 路線の線的整備の推進

骨格幹線道路ネットワークを構成する路線のうち、未改良区間の整備や、未事業化箇所の新規事業化に向けた調査・検討を進めます。また、京奈和自動車道の整備においては、早期に開通できるよう国へ働きかけていきます。



京奈和自動車道(仮称)大和郡山JCT完成イメージ



京奈和自動車道の整備による移動時間の短縮効果



工事が進む京奈和自動車道(田原本町)

## ■ 結節点の点的整備の推進

骨格幹線道路ネットワークの機能を最大限発現させるため、フルIC化など、路線相互の接続性を高めます。

## ■ 課題箇所の面的検討

骨格幹線道路ネットワークのうち、複数の路線が集中する箇所や通過交通の流入を抑制すべき箇所については、迂回誘導等のソフト面での対策を含め、面的に検討します。



西名阪自動車道と大和中央道を結ぶ大和まほろばスマートIC (近畿初のスマートIC)

### 用語説明

スマートIC(スマートインターチェンジ)

高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップから乗り降りができるインターチェンジであり、通行可能な車両(料金の支払い方法)を、ETCを搭載した車両に限定しているもの。

骨格幹線道路ネットワークの形成



骨格幹線道路の整備状況



1 京奈和自動車道：橿原高田IC～御所IC（橿原市）（平成23年度 一部開通）

2 中和幹線（香芝市）（平成23年度 開通）



5 国道308号：大宮道路（奈良市）（平成22年度 開通）

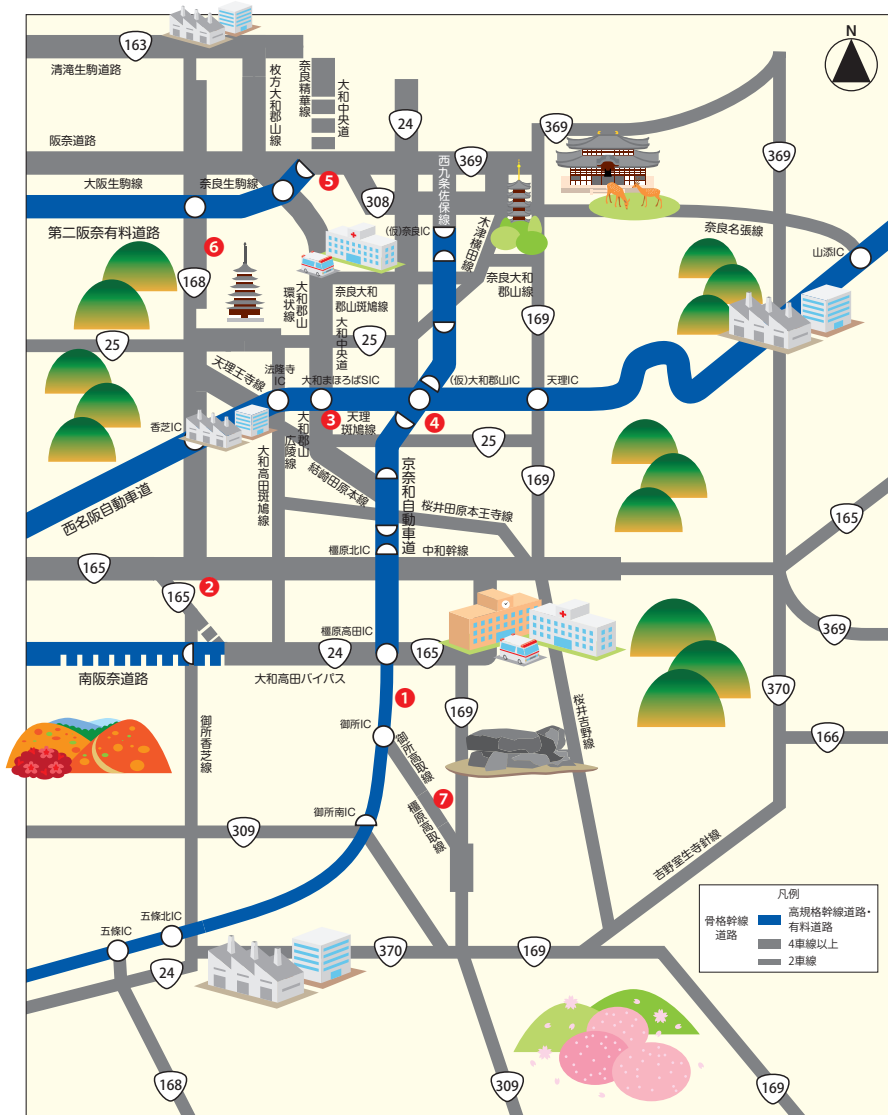


6 国道168号：上庄バイパス（生駒市）（平成25年度 開通）



7 国道169号：高取バイパス（高取町）（平成24年度 一部開通）

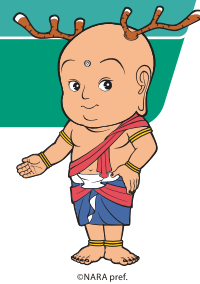
骨格幹線道路ネットワーク



※各路線については、事業中箇所の整備進捗を見込んだ概ね10年後の姿を表記  
 ※県以外が事業主体となる路線のうち、事業方針が明らかにされていない区間については、点線で表記



奈良県では“骨格幹線道路ネットワーク”について以下のような整備を進めています。これからも8頁で示した3つの事業展開（路線の線的整備の推進、結節点の点的整備の推進、課題箇所への面的検討）によりネットワークの形成を目指します。



©NARA pref.

I. 整備すべき道路のあり方

骨格幹線道路ネットワークの形成

目的志向の道路整備の推進

整備に当たっての条件・配慮事項

II. 道路整備の進め方



③ 大和まほろばスマートIC(大和郡山市)  
(平成25年度 開通)



④ (仮称)大和郡山JCT(大和郡山市)  
(事業中)



⑧ 国道309号:丹生バイパス(黒滝村) (平成23年度 一部開通)



⑨ 国道168号:辻堂バイパス(五條市) (平成19年度 一部開通)



⑩ 国道168号:川津道路(十津川村) (平成21年度 一部開通)